平成２４年（フ）第１２９４号
千葉県船橋市二和西３丁目４番45号　米山方
債務者　高橋　秀豪（旧姓松橋）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２９９号
千葉市稲毛区園生町468番地の186
債務者　須藤　裕司
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３０９号
千葉市花見川区花見川２番30棟501号
債務者　小倉　正憲
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３１６号
千葉県船橋市夏見５丁目８番１号ジュン建設内
債務者　淺野　純一
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３１８号
千葉市若葉区千城台東４丁目19番２棟308号
債務者　城間　政国
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３２８号
千葉県習志野市屋敷１丁目３番８―202号
債務者　澤田　正枝
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３３２号
千葉市中央区都町1281番地11　スカイヒルズ205号
債務者　田上みずほ
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３３６号
千葉県市原市藤井１丁目116番地１　スプリングクレイン103
債務者　加藤　麻美
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５７号
千葉県習志野市花咲２丁目16番24号　多田方
債務者　寺井　朗子（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３６４号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目３番５―204号
債務者　河合　孝子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３６９号
千葉県船橋市海神町南１丁目726番地ドラゴンマンション西船橋壱番館405号
債務者　田畑　　彬
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３７８号
千葉県市原市君塚４丁目７番地14　パルムドール201号室
債務者　齋藤　良和
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３８０号
千葉市稲毛区山王町263番地１　テラスＭ・ＡⅡ３号
債務者　石田　昌己
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１９７０号
名古屋市港区入場２丁目105番地　当知東住宅２号棟８―13号
債務者　細川　兼夫
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２０７号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅５棟303号
債務者　田島　光芳
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４５７号
名古屋市中村区稲葉地町６丁目20番地　東棟
債務者　三上　民子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５０８号
愛知県大府市共和町３丁目８番地の10　ハイツカコ102号、従前の住所愛知県大府市横根町午池１番地の４
債務者　齋藤　菊枝
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部